

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（同項第二号を除く。）

に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（同項第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に

規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を

交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を

交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十九条（略）

第九十九条（略）

2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金（共済事業を行う組合若しくはその子会社

等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつて

は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

（削る）

第九十九条の二 第二十六条第六項において準用する会社法第九百五

十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調

査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する

電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記

録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に

第九十九条の二 第二十六条第六項において準用する会社法第九百五

十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調

査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する

電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記

録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に

第九十九条の二 第二十六条第六項において準用する会社法第九百五

十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調

査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する

電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記

第九十九条（略）

2 第九十三条若しくは第九十三条の三の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避した者は、これを三十万円以下の罰金に処する

。

3 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の

業務に関して前項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、

その組合に対して同項の罰金刑を科する。

その組合に対して同項の罰金刑を科する。

その組合に対して同項の罰金刑を科する。

その組合に対して同項の罰金刑を科する。

違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十八条の二 三億円以下の罰金刑

二 第九十八条の三 二億円以下の罰金刑

三 第九十九条第二項 三十万円以下の罰金刑（共済事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第九十八条の四 一億円以下の罰金刑

五 第九十八条の六、第九十八条の九又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十六条六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二・三 (略)

(削る)

四 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。

五 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項(第七十三条において準用する場合を含む。)、若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項(第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第八項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六 第二十五条の二第三項、第二十六条の五第二項、第三十条の七第三項、第三十一条の七第十一項、第三十二条第三項、第四十五条第四項、第四十九条第二項、第五十三条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十一条の規

(行政罰)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する事業以外の事業を営んだとき。

二・三 (略)

三の二 第二十六条の四の規定に違反したとき。

四 第二十九条の規定に違反したとき。

五 第三十一条の規定に違反したとき。

六 第三十四条、第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

七 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して書

定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四第一項、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四第一項の規定に違反したとき。

(削る)

九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

(削る)

十 第二十八条第六項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十一 第二十九条の規定に違反したとき。

十二 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十三 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十一条第二項若しくは第三百八十四条の規定又は第七十三条において準用する同法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第三十条の五第三項、第三十一条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五 第三十一条(第七十三条において準用する場合を含む。)の

類を備え置かずその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条第二項若しくは第四十条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

八 第二十条第二項又は第四十一条第三項の規定に違反したとき。

八の二 第四十三条第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第四十九条若しくは第五十条第二項、第五十条の二第四項又は第六十五条第三項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、責任共済等の事業の全部若しくは一部を譲渡し、責任共済等の事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

九の二 第五十条の二第五項の規定に違反したとき。

十 第五十一条の二又は第五十二条の規定に違反したとき。

十一 第六十四条第二項の規定に違反したとき。

十二 第七十条又は第七十二条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載をしたとき。

十三 第七十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又

規定に違反したとき。

十六 第三十一条の二第一項（第七十三条において準用する場合を含む。）又は第三十一条の三第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十七 第三十一条の二第三項（第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十八 第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項において準用する会社法第三百四十条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十九 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

二十一 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十二 第三十一条の九第一項の規定に違反したとき。

二十三 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第三十三条第四項及び第七十三条において準用する場合を含む。）又は第四十七条の二第二項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二十四 第四十条第八項、第六十四条第二項又は第九十六条の二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十五 第四十三条（第七十三条において準用する場合を含む。）

は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第七十三条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七 第九十四条の二の規定による命令に従わなかつたとき。

の規定に違反して、正当な理由がないのに、説明をしなかつたとき。

二十六 第四十七条の二第一項、第五十三条の八第二項、第五十三条の十四第一項又は第五十三条の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十七 第四十九条又は第四十九条の二第二項（これらの規定を第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

二十八 第四十九条第三項（第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の十四第一項若しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十九 第五十条の十一第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

三十 第五十条の十三、第五十三条の五又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十一 第五十一条の四又は第五十二条の規定に違反したとき。

三十二 第五十三条の八第二項の規定に違反して、総会を招集しなかつたとき。

三十三 第五十三条の十四第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三十四 第五十三条の十四第三項の規定に違反したとき。

三十五 第五十三条の十六第一項の規定に違反して、同項に規定す

る子会社対象会社以外の第五十三條の十七第一項に規定する特定会社を子会社としたとき。

三十六 第五十三條の十七第一項若しくは第二項ただし書（第五十三條の十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五十三條の十九第一項の規定に違反したとき。

三十七 第五十三條の十七第三項又は第五項（これらの規定を第五十三條の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三十八 第五十三條の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十九 第七十三條において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三條において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

四十一 第七十三條において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

四十二 第七十三條において準用する会社法第五百二條の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

四十三 第九十二條の二第一項又は第二項の規定に違反して、書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

四十四 第九十三條の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四十五 (略)

2 共済調査人が、第五十三條の十第二項の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

3 会社法第九百七十六條に規定する者が、第三十條の三第三項において準用する同法第三百八十一條第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

第百條の二 組合の理事であつて第十二條第六項の規定による命令に

十八 (略)

第百條の二 組合の理事であつて第十二條第五項の規定による命令に

違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第百条の三 共済代理店が、第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第三百六条若しくは第三百七条第一項の規定による命令に違反したときは、二十万円以下の過料に処する。

違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。



○消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日から施行）  
 （第三条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（役員の資格等）                  第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。                  一・二 （略）                  三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（設立の登記）                  第七十四条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。</p> <p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。                  い。                  一 七 （略）                  （削る）</p>	<p>（役員の資格等）                  第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。                  一・二 （略）                  三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（設立登記）                  第七十四条 設立の登記は、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p> <p>2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。                  い。                  一 七 （略）                  3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。</p>

(変更の登記)

第七十五条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後四週間以内にこれを行うことができる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第七十六条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(従たる事務所の登記)

第七十五条 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(移転登記)

第七十六条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更登記)

第七十七条 第七十四条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第七十四条第二項第三号の事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれを行うことができる。

(削る)

(吸収合併の登記)

第七十八条 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については解散の登記をし、吸収合併存続組合については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第七十八条の二 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日

二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日

三 新設合併消滅組合が合意により定めた日

四 第六十九条第一項の認可を受けた日

(解散の登記)

第七十九条 第六十二条第一項(第四号から第六号までを除く。)の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(理事の職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条の二 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散登記)

第七十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(吸収合併登記)

第七十九条 組合が吸収合併をしたときは、主たる事務所の所在地においてはその効力が生じた日から二週間以内に、従たる事務所の所在地においてはその効力が生じた日から三週間以内に、吸収合併存続組合については変更の登記をし、吸収合併消滅組合については解

(清算結了の登記)

第八十条 清算が結了したときは、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所所在地において、従たる事務所所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。）主たる事務所所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合

第七十八条の二に規定する日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2) 従たる事務所所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第

散の登記をしなければならない。

(新設合併登記)

第八十条 二以上の組合が新設合併をする場合には、主たる事務所所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、従たる事務所所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内に、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日

二 第六十八条の三第四項において準用する第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続が終了した日

三 新設合併消滅組合が合意により定めた日

四 第六十九条第一項の認可を受けた日

(清算結了登記)

第八十一条 組合の清算が結了したときは、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第八十三条 第七十八条、第七十八条の二及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、吸収合併存続組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（管轄登記所）

第八十二条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 各登記所に消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

（設立登記の手續）

第八十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 新設合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告（第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）

(登記簿)

第八十四条 各登記所に、消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第八十五条 設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2 | 設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面並びに組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

第八十四条 削除

をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに新設合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

(事務所の新設、移転及び変更登記手続)

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 | 出資一口の金額の減少又は組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条第三項（第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（第四十九条第五項（第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 | 組合の吸収合併による変更の登記の申請書には、吸収合併消滅組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書をも添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第八十六条 第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2| 出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項に規定する書面のほか、第四十九条第三項の規定による公告及び催告(同条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(吸収合併による変更の登記の申請)

第八十七条 吸収合併による変更の登記の申請書には、第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更を証する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一| 第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条第四項及び第六十八条の二第六項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二| 吸収合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散登記手続)

第八十六条 第七十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2| 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の囑託によつてこれをする。

第八十七条及び第八十八条 削除

(新設合併による設立の登記の申請)

第八十八条 新設合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六十八条の第三第三項の規定による新設合併契約の承認があつたことを証する書面

二 第六十八条の第三第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告及び催告(第六十八条の第三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 新設合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散の登記の申請)

第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の囑託によつてこれをする。

(清算結了の登記の申請)

第八十九条の二 清算結了の登記の申請書には、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了登記手続)

第八十九条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。



(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその本店の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と読み替へるものとする。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七條第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第四百八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二百五条中「訴え」とあるのは「訴え又は行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「訴えについてはその主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政庁に対する請求については当該行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条本文の規定による清算人」と読み替へるものとする。